

土石の堆積の手引き・技術指針 (案)

令和 7 年 5 月

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

盛土規制担当 電話 052-972-4222 (直通)

目 次

I 宅地造成及び特定盛土等規制法について

1. はじめに	1
2. 定義（対象となるもの）	2
3. 規制区域	3
4. 許可を要する工事	4
5. 許可を要する工事の技術的基準等	6
6. 許可を要しない工事	7
7. 規制区域指定時に工事が行われている場合の届出	12
8. 土地の保全の義務	14

II 許可申請の流れについて

1. 許可申請の流れ フロー図	16
2. 許可申請の事前審査	17
3. 許可申請に必要な図書等	18
4. 土地所有者等の同意	21
5. 周辺住民への事前周知	22
6. 工事主の資力・信用	25
7. 工事施行者の能力	27
8. 申請手続き	28
9. 許可申請手数料	29
10. 工事内容の公表	30

III 工事着手から完了までについて

1. 標識の掲示	32
2. 計画の変更	34
3. 変更許可手数料	36
4. 防止措置を施行する場合の段階確認	37
5. 定期報告	38
6. 完了確認	39
7. その他	40

IV 技術指針

1. 基本的な考え方	41
2. 設計・施工上の留意点	42
3. 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置	43

V 参考

1. 許可申請書等見本 ----- 44
2. 図面参考例 ----- 46
3. 技術基準適合チェックリスト（記入例） ----- 50

参考文献一覧

盛土等防災マニュアルの解説（令和 5 年 11 月 株式会社ぎょうせい）

道路土工一仮設構造物指針（平成 11 年 3 月 日本道路協会）

全訂三版 ワークシート方式による公益法人等、国・地方公共団体の消費税（2013 年 11 月
税務研究会出版局）

本手引きでは宅地造成及び特定盛土等規制法で定めのある土石の堆積について、名古屋市での許可申請等に係る要点をまとめたものです。

本手引きに記載の法令等名及び用語の定義は下表のとおりです。

表 1-1 法令等名

略称	法令等名
法	宅地造成及び特定盛土等規制法
旧法	宅地造成等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
条例	名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行条例
細則	名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則
施行通知	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日 国土交通省局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官）

表 1-2 用語の定義

用語	定義
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（公共施設用地）以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地 ただし、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
崖面	崖の地表面
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者

I 宅地造成及び特定盛土等規制法について

1. はじめに

【法律】

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下、盛土規制法)は宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖(がけ)崩れまたは土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成等に関する工事等について必要な規制を定めた法律です。盛土規制法では、市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを「宅地造成等工事規制区域」とし、一定規模以上の宅地造成等を行う場合には市長の許可が必要であることを定めています。

本手引き・技術指針(以下、手引き等)は、土石の堆積に関する内容を記載しています。宅地造成又は特定盛土等については別途手引き及び技術指針がありますので、そちらをご覧ください。

また、本手引き等における土石の堆積とは、「一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為」としており、一定期間とは「最大5年間」としております。

【補足】

土石の堆積の許可期間について
既存盛土等について概ね5年毎に基礎調査により、分布や応急対策の必要性について調査を行うことから、5年以上にわたり除却されない土石の堆積については盛土に該当するものとして安全性等を評価されるべきであることを踏まえ、最大5年とされています。

参考：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]XVI・1 土石の堆積の定義 p.611

2. 定義（対象となるもの）

【法律】

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

解説

土石の堆積は、盛土規制法で指定される規制区域（本市では市内全域に指定する宅地造成等工事規制区域を指す）において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為です。なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とします。

土石の堆積における土石とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指します。

（1）土砂に該当するもの

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ・地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 以上のもの（以上「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ・土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ・建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

（2）岩石に該当するもの

- ・石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

土石の堆積に該当するものの例

- ・ストックヤードにおける土石の堆積
- ・工事現場以外における建設発生土や盛土材料の仮置き
- ・土石に該当する製品を主に製造する工場等（土質改良プラント等）での製品及び原料となる土石

参考：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]XVI・1 土石の堆積の定義 p.610～611

【補足】
産業廃棄物処理施設から製品として出荷された土石を一時的に堆積する場合においても、面積規模等によっては盛土規制法の規制対象となります。

3. 規制区域

【法律】

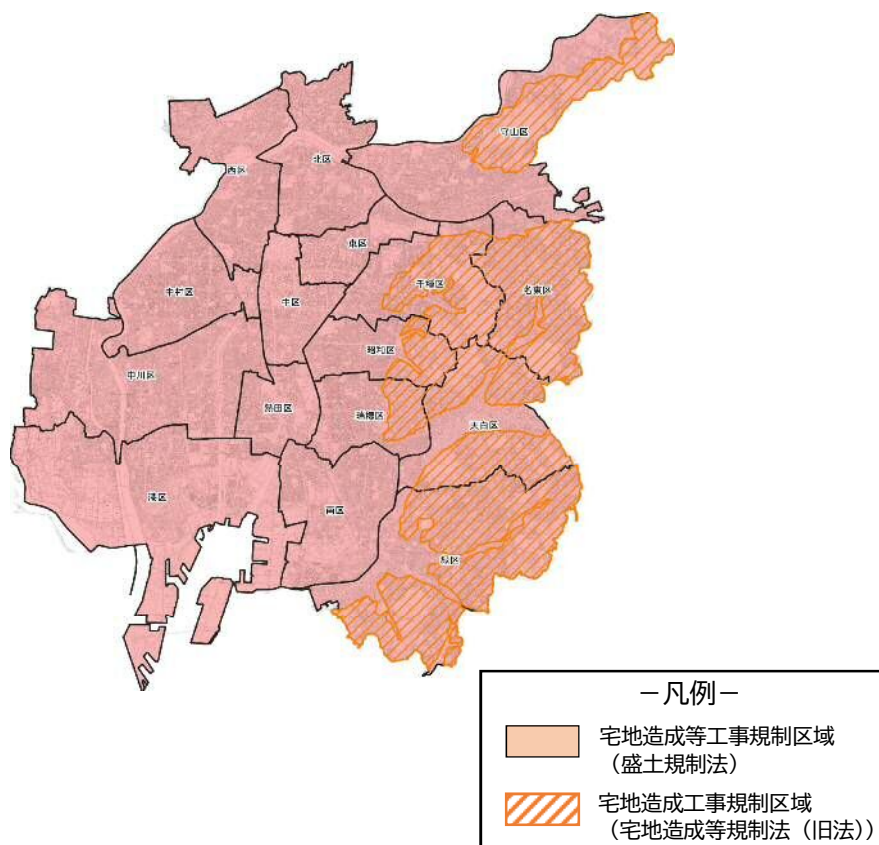
（第三章 宅地造成等工事規制区域）

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

解説

国から示された「基礎調査実施要領」に従い、本市は全域が都市計画区域であり、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域は無いことから、市内全域を宅地造成等工事規制区域とします。

宅地造成等工事規制区域



【補足】

蓋然性のない区域とは、「土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性が無いエリア」のことです。

【補足】

規制区域内で一定規模以上の土石の堆積を行う場合は規制対象となります。

【補足】

本市内に特定盛土等規制区域や造成宅地防災区域の指定はありません。

4. 許可を要する工事

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

解説

(1) 許可の対象となる区域

盛土規制法により市長が指定した宅地造成等工事規制区域（以下、宅造区域）内の区域です。（P. 3 を参照）

参考：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ]Ⅰ・2
対象範囲 p. 63～70

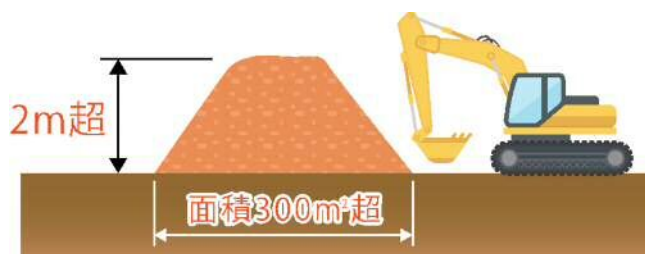
(2) 許可の対象となる土地（法第 2 条）

道路、公園、河川その他法令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地です。

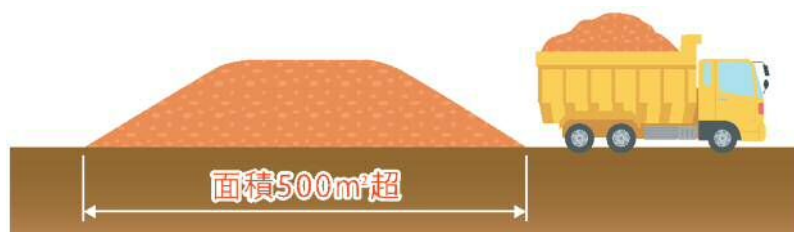
(3) 宅造区域内での許可を要する工事（政令第 4 条）

一時的な土石の堆積で次のア、イのいずれかに該当する工事です。

ア 最大時に堆積する高さが 2m 超かつ面積が 300 m²超となるもの



イ 最大時に堆積する面積が 500 m²超となるもの

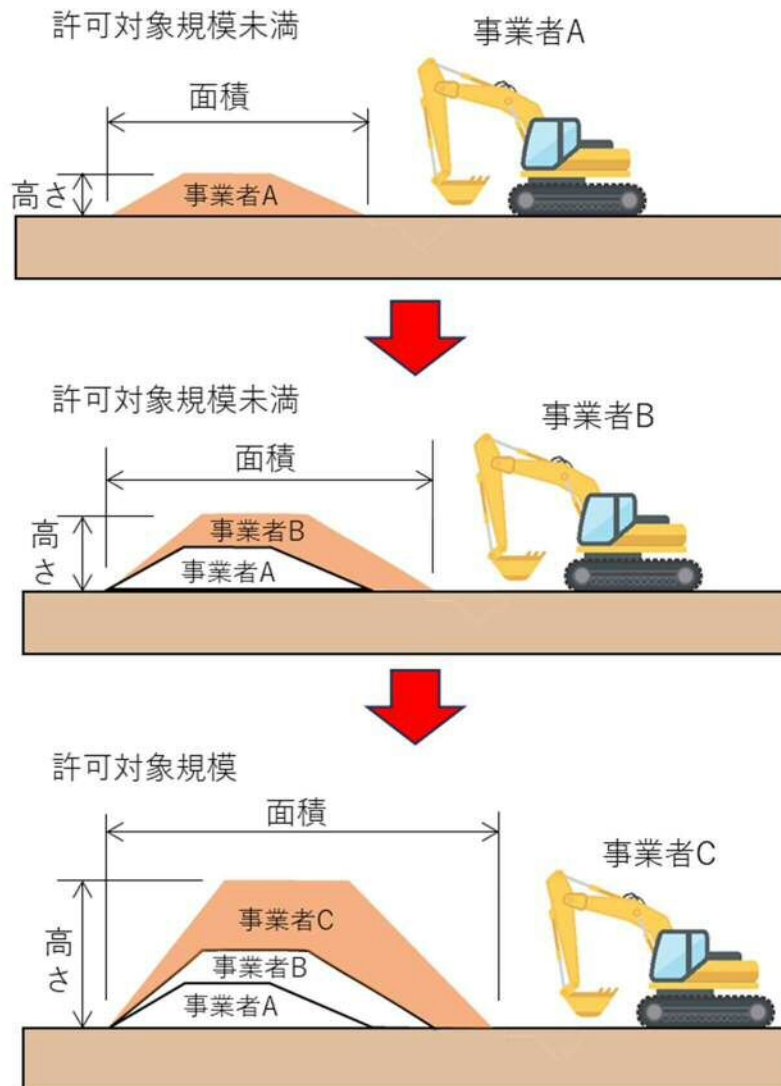


【補足】
イの場合、堆積する前後の地盤面の標高の差が 30cm を超える部分の面積となります。

(4) 許可対象行為の考え方

繰返し行われる堆積行為で一体性があると判断する場合の例

- ・ 許可対象規模未満の堆積行為が繰り返され、これらの堆積が機能的に一体と認められる場合
- ・ 従前の堆積も含めた堆積行為が、許可対象規模を超える場合



【補足】

盛土等の一体性は、事業者の同一性、物理的一体性、機能的一体性及び時期的近接性といった観点で判断します。

5. 許可を要する工事の技術的基準等

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

解説

規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事は政令で定める技術的基準に従い、排水施設その他の政令で定める施設の設置などが必要です。

詳細は、「Ⅳ 技術指針」を参照してください。

6. 許可を要しない工事

解説

以下の表に掲げる工事については、法第 12 条第 1 項に基づく許可は不要です。

表 1-3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地内 ^{注1} での工事 (法第 2 条第 1 項第 1 号、政令第 2 条、省令第 1 条各項)	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第 12 条第 1 項、政令第 5 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
- ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ・国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

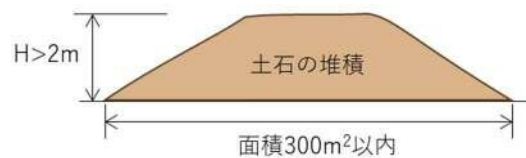
ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

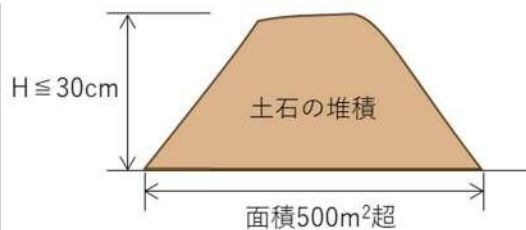
ヘ 独立行政法人都市再生機構

- ・次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300m²を超えないもの



ロ 面積が 500 m²を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの



ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

ハについては次ページ以降に詳細を記載しております。

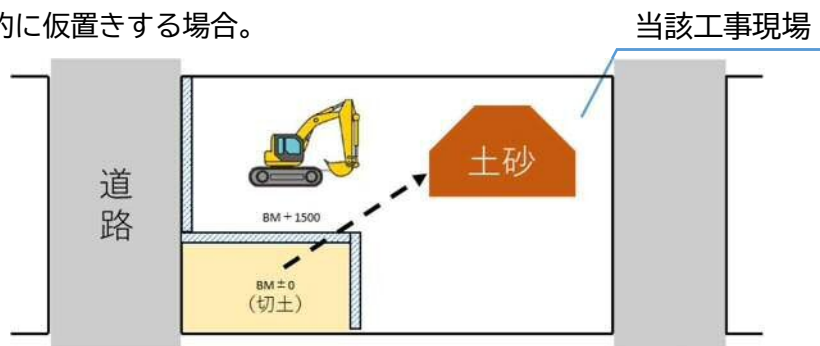
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為 ・グランド等の施設を維持するための土砂の敷き均し ・試験、検査等のために試料の堆積 ・屋根及び壁で囲われた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積
----------------------	---

注 1 公共施設用地を宅地等に変更する場合は、許可が必要です。

「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」として許可を要しない工事と判断できる事例を以下に列挙します。

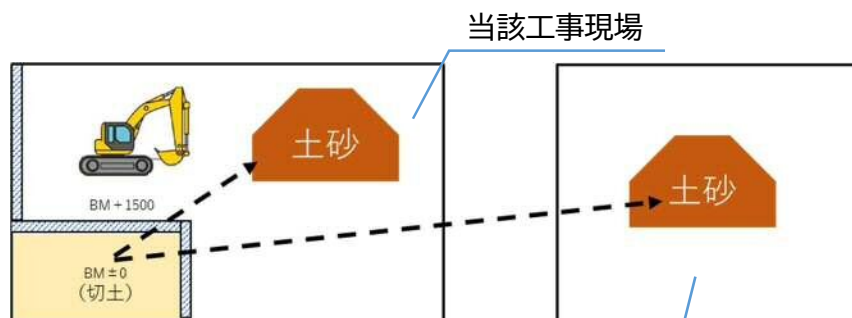
(1) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 1）

工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を当該現場に一時的に仮置きする場合。



(2) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 2）

工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を請負契約書等で工事の現場として位置づけられた土地に一時的に仮置きする場合。



請負契約書や工事施行計画書等に工事の現場として位置づけられ、かつ、主任技術者等が工事の現場と一体的な安全管理を出来る土地

参考：盛土等防災マニュアルの解説[I] I・2 対象範囲 p. 70

【補足】

農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為について、詳しくは農業委員会事務局へ事前にご相談ください。

【補足】

主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となります。

【補足】

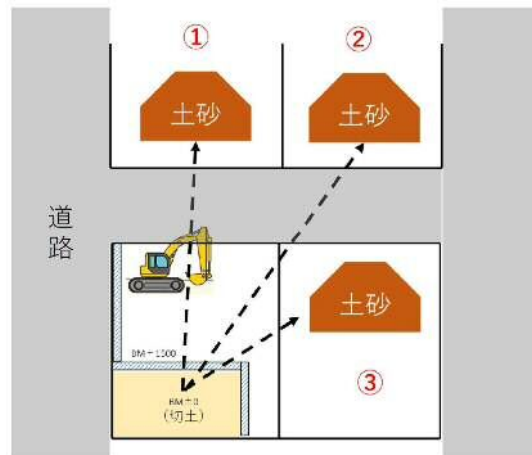
土石を一時堆積する土地については以下内容が分かるよう、看板を掲げてください。

- ・関係者以外立入禁止とすること
- ・本体工事の情報及びその工事に付随する土石の堆積であること
- ・工事（土石の堆積を行う）期間
- ・工事施行者及び現地管理者の氏名及び連絡先

参考：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）P. 10

(3) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その3）

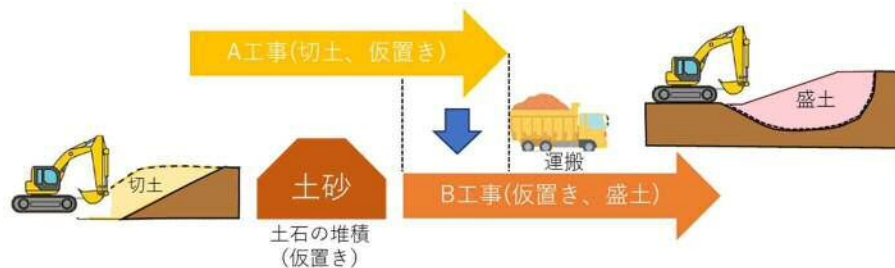
工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を工事現場の付近に一時的に仮置きする場合。



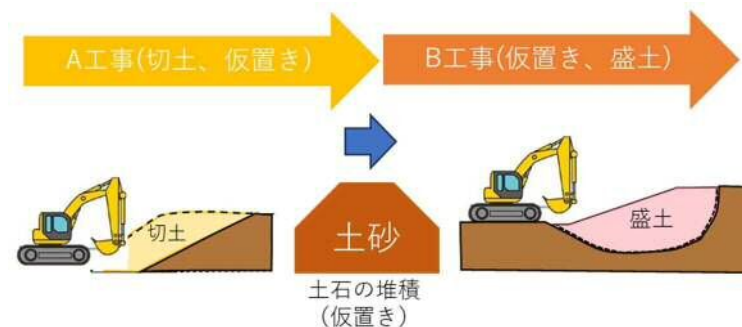
(4) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その4）

複数工事間で流用する際、それぞれの工事期間が重複する場合又は連続する場合。

① 工事期間が重複する場合



② 工事期間が連続する場合



【(1)～(4)の土地】

誓約書や看板で管理体制等が記され、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的に安全管理されている土地を指します。

省令第8条第10号ハに規定する「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」の範囲等については、次に掲げる事項を踏まえて判断します。詳細は、施行通知 P. 10 を参照してください。

※「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」

⇒主となる本体工事があった上で、本体工事の期間中に当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものとします。

※「工事に使用する土石」

⇒工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

※「工事の現場」

⇒工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

※「工事の現場の付近」

⇒本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。具体的には当該工事現場の隣地又は道路を挟んだ向かいの土地とします。

7. 規制区域指定時に工事が行われている場合の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 1 略

2 略

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

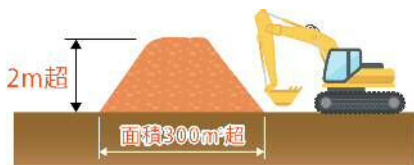
- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日

- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

解説

規制区域指定時点（令和 7 年 5 月 19 日）で、名古屋市内において以下の通り、宅造区域内での許可を要する土石の堆積(以下のア、イ)を既に施行しているときは、指定の日から 21 日以内に工事の届出書（省令別記様式第 16）及び工事を行っている土地その付近の状況を明らかにする写真を提出してください。

ア 最大時に堆積する高さが 2m 超かつ面積が 300 m²超となるもの



イ 最大時に堆積する面積が 500 m²超となるもの



規制区域指定時点（令和 7 年 5 月 19 日）で、名古屋市内において以下の通り、宅造区域内での許可を要する土石の堆積(以下のウ、エ)を既に施行しているときは、指定の日から 21 日以内には工事の届出書（省令別記様式第 16）及び工事を行っている土地その付近の状況を明らかにする写真に加えて、省令に定める図面も添付してください。

ウ 高さ 5m を超える土石の堆積で、土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m²を超えるもの。



エ 前号に該当しない土石の堆積で、土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m²を超えるもの。



【備考】

詳細は、「盛土規制法に基づく工事の届出書の手引き」をご参照ください。



【提出書類】

- ・工事の届出書
- ・現況写真

【提出方法】

窓口までお持ちください。

【備考】

届け出た書類に変更が生じた場合は、届出工事の変更届出書（第 5 号参考様式）等を変更後の工事に着手する 14 日以内に窓口までお持ちください。

【提出書類】

- ・工事の届出書
- ・現況写真
- ・省令第五十二条に定める図面

【提出方法】

窓口までお持ちください。

【備考】

届け出た書類に変更が生じた場合は、届出工事の変更届出書（第 5 号参考様式）等を変更後の工事に着手する 14 日以内に窓口までお持ちください。

8. 土地の保全の義務

【法律】

(土地の保全等)

第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三條 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

- 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

解説

規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者（以降、「土地所有者等」という。）は、土石の堆積に伴う崖崩れ等の災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

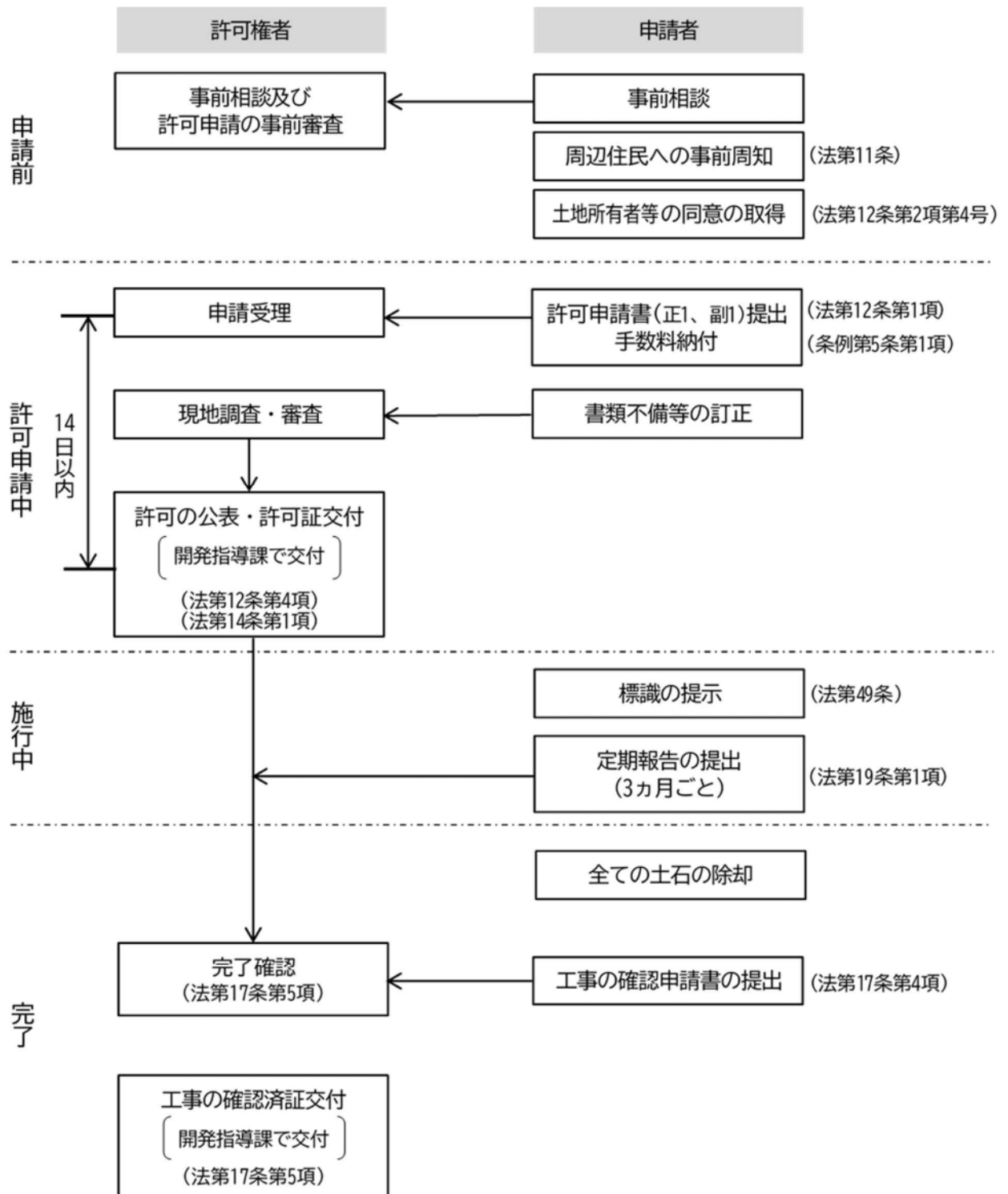
なお、土地所有者等が、この義務を十分に果たさずその宅地が危険な状態となっている場合には、市長はその程度に応じて、土石の堆積に伴う防

災措置をとることを勧告又は命令することができます。勧告や命令を受けた者は、宅地防災工事のために必要な資金について、独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けることができる制度（独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第6号）があります。

がけ崩れ等が生じたことにより、人命や建物等に被害が生じた場合は、土地所有者等だけでなく、当該土石の堆積を行った原因行為者（工事主や工事施行者、過去の土地所有者等）としての管理責任を問われかねません。

Ⅱ 許可申請の流れについて

1. 許可申請の流れ フロー図



2. 許可申請の事前審査

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 1 略

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

許可の申請をする前に、申請書をはじめ図面及び書類一式を確認しますので市担当者の予約をとり、開発指導課までお持ちください。(土地の所有者等の同意、周辺住民への事前周知、委任状は本申請時の提出でも可能とします。)

3. 許可申請に必要な図書等

解説

許可申請の際は、表 2-1 及び表 2-2 に掲げる図書を 2 部提出してください。

表 2-1 提出図面

☒ 欄	No	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
☐	1	位置図	1/2, 500 以上	方位及び道路及び目標となる地物	
☐	2	地形図 (現況図)	1/100 以上	方位及び土地の境界線	
☐	3	土地の平面図 (計画平面図)	1/100 以上	・ 方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付してください。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土石の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付してください。
☐	4	土地の断面図 (計画断面図)	1/100 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成してください。
☐	5	土地の登記 事項証明書 及び公図		土地の境界並びに土地の地番を示すこと。	公図は最新のもの（3 ヶ月以内） 区画整理中のものは区画整理組合のブロック図
☐	6	排水施設 構造図	1/50 以上	構造詳細図	
☐	7	求積図	1/500 以上	土地の面積及び堆積する面積	
☐	8	土石の崩壊防止 措置構造図		構造詳細図	
☐	9	土砂流出防止 措置構造図		構造詳細図	

表 2-2 添付書類

☑ 欄	No	書類名		
		根拠規定	内 容	備 考
□	1	許可申請書		
		省令第7条第2項	P.44 を参照	省令別記様式第4
□	2	土石の崩壊防止措置の書類		
		省令第7条第2項 第2号	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令32条）の内容が、適切であることを証する書類	土石の崩壊防止措置を行う場合に添付してください。 任意様式
□	3	土砂流出防止措置の書類		
		省令第7条第2項 第3号	次の①か②のいずれかの措置（省令34条）の内容が適切であることを証する書類 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	土砂流出防止措置を行う場合に添付してください。 任意様式
□	4	現況写真		
		省令第7条第2項 第4号	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	現況図に写真撮影位置を入れてください。
□	5	工事主確認書類		
		省令第7条第2項 第5号	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類（住民票の写しは個人番号が記載されていないもの、個人番号カードは個人番号カードの表面のみ）	許可を受けようとする者が個人である場合に添付してください。
□	5	省令第7条第2項 第6号	・ 登記事項証明書 ・ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（住民票の写しは個人番号が記載されていないもの、個人番号カードは個人番号カードの表面のみ）	許可を受けようとする者が法人である場合に添付してください。

☑ 欄	No	書類名		
		根拠規定	内 容	備 考
☐	6	工事主の資力・信用を証する書類		
		省令第7条第2項第7号 細則第6条の2第2項第2号～第4号	表2-3（27ページ）の表に掲げる書類	細則別記第15号様式 省令別記様式第5 第1号参考様式
☐	7	工事施行者の施行能力を証する書類		
		法第12条第2項第3号、 細則第6条の2第2項第5号	・工事施行者の施行能力に関する申告書 ・法令等の登録がある場合はその免許証	細則別記第16号様式
☐	8	関係権利者の同意を証する書類		
		省令第7条第2項第10号、 細則第6条の2第1項	法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類 ・関係権利者同意書 ・同意をした者の印鑑証明書	細則別記第14号様式
☐	9	周辺住民へ周知を行ったことを証する書類		
		省令第7条第2項第9号	法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類 ・土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知を証する書類（周辺住民周知報告書）	第3号参考様式
☐	10	工事主からの委任状		
		細則第6条の2第2項第6号	工事主から委任を受けた書類	任意様式 ・設計者、工事施行者等が工事主に代わり申請者となる場合 ・申請手続き以外に、書類の受け渡しや検査立ち合いをするものに対する委任状も必要です。
☐	11	技術基準適合チェックリスト		

4. 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 略

三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

解説

工事の許可申請にあたっては、事前に当該の土地について以下(1)、(2)のすべての権利者の同意が必要です。

- (1)土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者
- (2)(1)のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要）等）を有する者

なお、抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）についての同意及び建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要です。

《提出書類一覧》

提出書類一覧

- ・ 関係権利者同意書（細則別記第 14 号様式）
※同意者は実印で押印してください。
- ・ 同意をした者の印鑑証明書

【補足】

同意書の押印は実印としてください。
また、印鑑証明書は同意日の 3 か月前以降に発行されたものとしてください。

【補足】

工事の許可申請にあたっては、事前に当該の土地について所有権、地上権、質権、賃借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る必要があります。

5. 周辺住民への事前周知

【法律】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び次条第一項において「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。)の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

解説

工事の許可申請にあたっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

《周知方法》

周知の方法は①～③のいずれかにより行ってください。

- ① 土石の堆積に関する工事の内容についての説明会の開催
- ② 土石の堆積に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し世帯ごとに配布すること。
- ③ 土石の堆積に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

《周知内容》

周知内容
・ 工事主の氏名又は名称 ・ 工事が施行される土地の所在地 ・ 工事施行者の氏名又は名称 ・ 工事の着手予定日及び完了予定日 ・ 土石の堆積の最大堆積高さ ・ 土石の堆積を行う土地の面積 ・ 土石の堆積の最大堆積土量

※周知方法②とした場合の配布書面の例

ご市内の皆様へ 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇株式会社 土石の堆積に関する工事のお知らせ このたび、表紙に示す箇所におきまして、下記の通り宅地造成工事を行いますので、お知らせします。 工事期間中は、何かとご不便、ご迷惑をおかけする事と思いますが、工事の安全には、十分に注意して臨んでまいりますので、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 なお、工事につきましてお気づきの点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。 記 ・ 工事主 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 ・ 工事を施行する土地の所在地 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 ・ 工事施行者 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 ・ 工事着手予定日 〇〇年〇〇月〇〇日 ・ 工事完了予定日 〇〇年〇〇月〇〇日 ・ 作業時間 午前〇〇:〇〇～午後〇〇:〇〇（予定） ・ 休 日 〇〇（予定） ・ 工事内容 〇〇に伴い、土石の堆積を行います。 （土石の堆積の最大堆積高さ〇m、土石の堆積を行う土地の面積〇㎡、土石の堆積の最大堆積土量〇㎥） 問合せ先 工事執行者 〇〇〇〇株式会社 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 現場責任者 〇〇〇〇 (FAX) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	工事箇所図  土地の平面図 
---	---

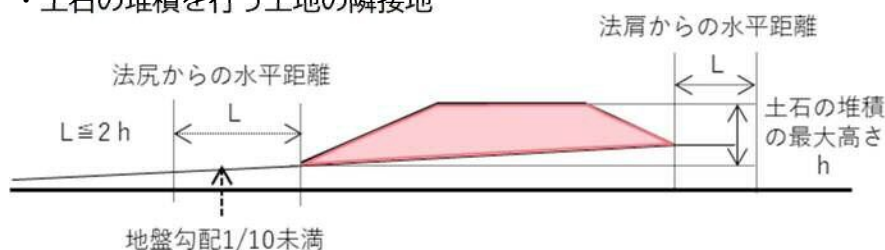
《提出書類一覧》

提出書類一覧
・ 土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知を証する書類 （第3号参考様式：周辺住民周知報告書）

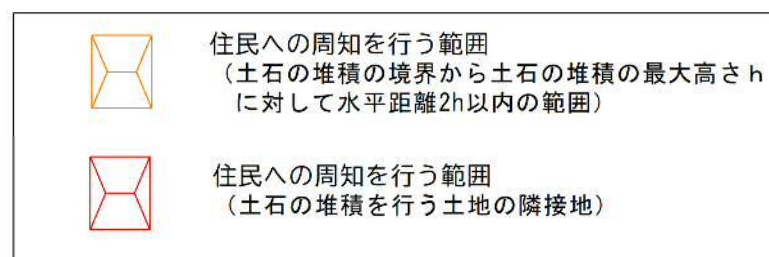
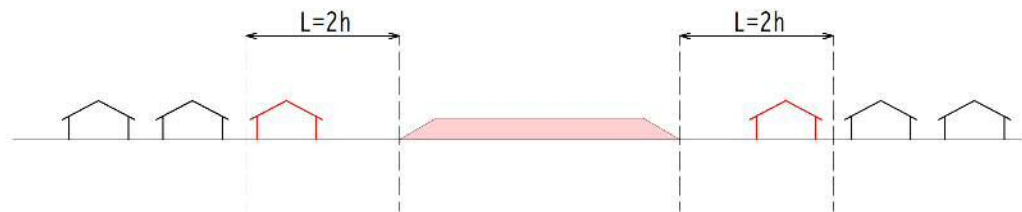
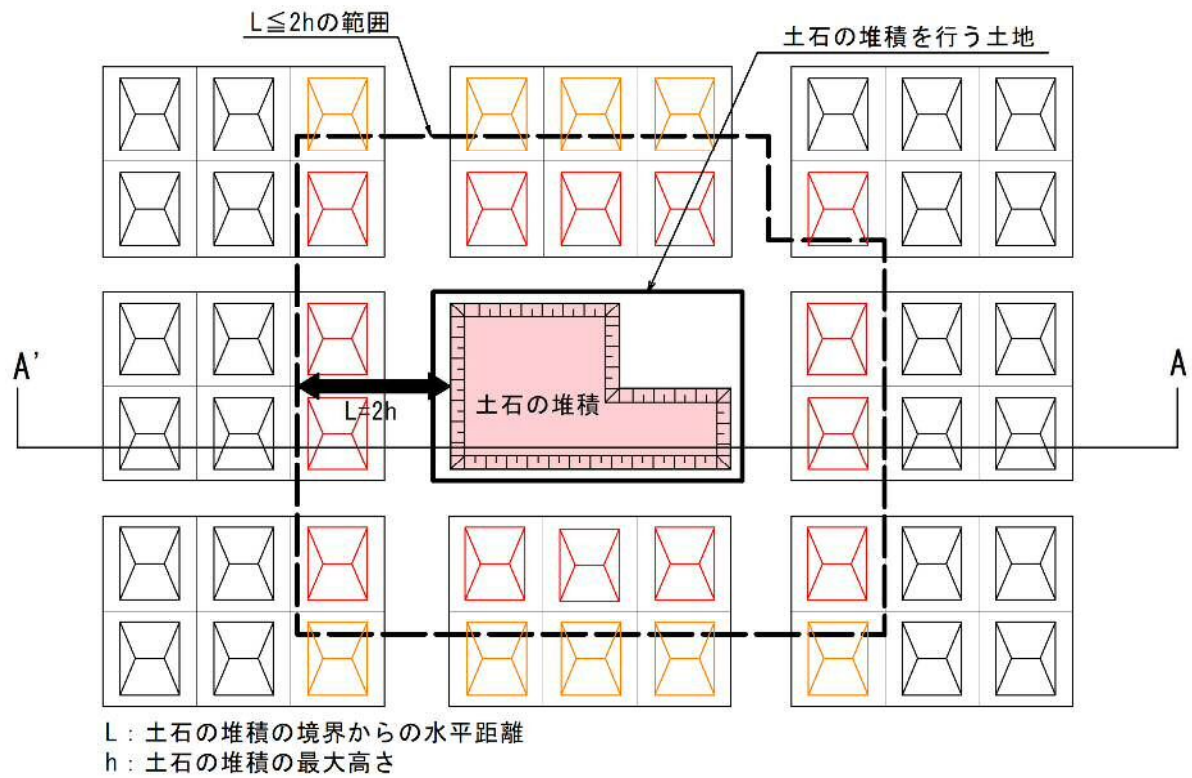
《周知を行う範囲》

周知を行う範囲は以下の考え方を全て満たす範囲を基準とします。

- ・ 土石の堆積の境界（法尻）から土石の堆積の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（下図 L の範囲）
- ・ 土石の堆積を行う土地の隣接地



[周知範囲が分かる平面図のイメージ]



6. 工事主の資力・信用

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

表 2-3 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-3 資力及び信用を確認するための資料

共通事項	
・ 工事主の資力及び信用に関する申告書（細則別記第 15 号様式） ・ 資金計画書（省令別記様式第 5） ・ 工事主が次の①から⑥に該当しないことを誓約する書類（第 1 号参考様式） ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ③ 法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しない者を含む。） ④ 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ⑤ 法人であって、その役員のうちに②又は④に該当する者があるもの ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者	
工事主が法人の場合	工事主が個人の場合
・ 法人の登記事項証明書 ・ 役員の住民票もしくは個人番号カードの写し等 ・ 直近 2 年分における法人税の納税証明書	・ 住民票もしくは個人番号カードの写し等 ・ 直近 2 年分における所得税の納税証明書

工事主が法人の場合における役員については、株式会社における会社法上の役員である取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者とし、住民票の写し等の提出を求める対象となります。また、その他の役員についても、必要に応じ提出を求める場合があります。

【補足】

なお、「法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つもの」とは、代表取締役又は登記事項証明書にて当該工事の権限を有することを確認できる者としてします。

7. 工事施行者の能力

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

工事施行者の施行能力については、工事施行者の施行能力に関する申告書（細則別記第5号様式）、法令等の登録がある場合はその免許証により確認します。

《提出書類一覧》

提出書類一覧
・ 工事施行者の施行能力に関する申告書（細則別記第5号様式） ・ 法令等の登録がある場合はその免許証

【補足】

許可申請時に工事施行者が未定の場合はご相談ください。

8. 申請手続き

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 略

一 略

二 略

三 略

四 略

3 略

4 略

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

解説

土石の堆積に関する工事の許可申請については次項で説明する許可手数料を納付のうえ申請してください。申請が技術的基準等に適合すると認められた時は許可証を交付します。許可証が交付された後でなければ着手することはできません。

許可の基準に適合しないと認める時等は不許可通知書を交付します。

標準処理期間

土石の堆積に関する工事の許可申請の標準処理日数については、原則として申請のあった日から14日以内とします。ただし、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合があります。

9. 許可申請手数料

許可申請時に、下表に掲げる手数料（現金）を名古屋市指定金融機関、または市会計管理者等へ納めてください。納付書は、住宅都市局建築指導部開発指導課にあります。

なお、最大時に堆積する場合が 500 m³超となる場合、堆積する土石に対し、地盤面の標高差が 30 cm以下の範囲の造成面積も含めます。

許可申請手数料 (令和 7 年 5 月 19 日施行)

土石を堆積する土地の面積				手数料 (円)
500 m ³ 以内のもの				13,000
500 m ³	を超え	1,000 m ³	//	16,000
1,000 m ³	//	2,000 m ³	//	19,000
2,000 m ³	//	3,000 m ³	//	23,000
3,000 m ³	//	5,000 m ³	//	33,000
5,000 m ³	//	10,000 m ³	//	37,000
10,000 m ³	//	20,000 m ³	//	45,000
20,000 m ³	//	40,000 m ³	//	62,000
40,000 m ³	//	70,000 m ³	//	85,000
70,000 m ³	//	100,000 m ³	//	127,000
100,000 m ³	を超えるもの			156,000

※許可申請手数料について消費税はかかりません。

手数料の減免

条例第 7 条により

- 一 公共団体、公益財団法人その他これに類する者が申請するとき
→全額免除
- 二 公益上の必要、災害その他特別の事由があつて、市長がやむを得ないと認めた工事について申請するとき
→市長がそのつど定める額の免除

以上、手数料の減免を受けようとする者は、細則第 21 号様式による手数料減免申請書を、許可の申請の際にあわせて提出してください。

参考：全訂三版 ワークシート方式による公益法人等、国・地方公共団体の消費税（2013 年 11 月税務研究会出版局）P. 7

10. 工事内容の公表

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 略

3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

解説

宅地造成等に関する工事で許可をしたものは、法令に基づき次頁の事項をインターネットで公表します。なお、システムなどの都合上リアルタイムの情報ではありません。

公表事項

1. 工事主の氏名又は名称
2. 工事が施行される土地の所在地
3. 工事が施行される土地の位置図
4. 工事の許可年月日及び許可番号
5. 工事施行者の氏名又は名称
6. 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
7. 土石の堆積の最大高さ
8. 土石の堆積を行う土地の面積
9. 土石の堆積の最大堆積土量

Ⅲ 工事着手から完了までについて

1. 標識の掲示

【法律】

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

解説

許可を受けた工事を行うときは、その工事の期間中、図 3-1 に示す標識に必要事項を記入し、工事現場の見やすい箇所に掲示してください。

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識		
1	工事主の住所氏名	見取図
2	許可番号	
3	許可又は届出年月日	
4	工事施行者の氏名	
5	現場管理者の氏名	
6	土石の堆積の最大堆積高さ	
7	土石の堆積を行う土地の面積	
8	土石の堆積の最大堆積土量	
9	工事着手予定年月日	
10	工事完了予定年月日	
11	工事に係る間合せを受けるための工事関係者の連絡先	
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	

図 3-1 標識

(注意)

1. 白地に黒字書きしてください。
2. 見やすい場所へ掲示してください。
3. できるだけ脚をつけ立ててください。
4. 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の指名を記入してください。
5. 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。
6. 見取図は許可等による区域を把握できる図（許可時の土地の平面図でも可）を記載してください。
7. 12 欄には「名古屋市役所 住宅都市局 開発指導課 電話 052-972-4222」と記載してください。

2. 計画の変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 略

一 略

二 略

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

解説

工事の計画、工事主又は工事施行者等を変更するときに必要な手続きは、変更する事項又は内容に応じて次の表のとおりです。

表 3-1 変更する事項に応じた手続き等

変更する事項又は内容		必要な手続き等
工事の計画 (工事期間を除く。)	変更によって変更前の工事の計画と同一性のない計画となる場合 (土石の堆積に関する工事から宅地造成又は特定盛土等に関する工事への変更及び宅地造成又は特定盛土等に関する工事から土石の堆積に関する工事の変更を含む。)	新たな法第12条第1項の許可申請又は第15条第1項の協議申出(あわせて、中止・取止め・再開届出書を提出してください。)
	上記以外の工事の計画の変更	変更許可申請
工事期間 (工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日)	土石の堆積に関する工事の場合	当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないもの
		当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えるもの
工事主	氏名若しくは名称又は住所の変更	変更届出書の提出(軽微な変更)
	工事主自体の変更(一般承継)	変更届出書の提出(軽微な変更)
	工事主自体の変更(一般承継以外)	新たな法第12条第1項の許可申請又は第15条第1項の協議申出(あわせて、中止・取止め・再開届出書を提出してください。)
設計者	氏名若しくは名称又は住所の変更	変更届出書の提出(軽微な変更)
	設計者自体の変更	変更許可申請
工事施行者	氏名若しくは名称又は住所の変更	変更届出書の提出(軽微な変更)
	施行者自体の変更	変更許可申請

【提出方法】
土石の堆積に関する工事の変更届出書の提出については電子申請システムによる電子申請が可能です。詳しくは HP をご覧ください。

※工事の計画等を変更する場合は、事前に本市開発指導課の担当職員と打ち合わせてください。

※一般承継とは、相続や法人の合併等により、法の許可等に基づく地位を承継することをいいます。

3. 変更許可手数料

変更許可申請のときの手数料は、土石を堆積する土地の面積の増減がない場合及び土石を堆積する土地の面積が減る場合は P. 29 の許可申請手数料表（以下、手数料表）に掲げる額の一割、土石を堆積する土地の面積が増える場合は増えた面積に対する下表に掲げる手数料と変更前の許可時の土石を堆積する土地の面積に対する下表に掲げる手数料の一割を加算した手数料を納めてください。

変更許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき、次のアからウまでを合算した額とします。

項目	手数料（円）
ア 工事の設計の変更	変更前土石の堆積をする土地の面積（当該面積を減少させる場合にあっては減少後の面積）に応じ手数料表に規定する額の 10 分の 1
イ 土石の堆積をする土地を追加する場合	追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ手数料表に規定する額
ウ その他の変更	10,000 円

※ウ その他の変更例）設計者又は工事施行者自体が変更となる場合（工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は、住所の変更は軽微な変更該当）

4. 防止措置を施行する場合の段階確認

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に関する工事が完了した際には、適切な施行がされているか開発指導課担当職員の確認を受けてください。なお、施行前、施行中の写真を求める場合がありますので、防止措置を施行する際は事前に開発指導課盛土規制担当（Tel：052-972-4222）までご相談ください。

参考：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]XVI・4・4 検査方法 p.623、p.633

5. 定期報告

【法律】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

【省令】

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

解説

下記の規模の工事に関する許可を受けた者は、3 か月ごとに工事の実施の状況等を報告しなければなりません。

《対象となる土石の堆積の規模》（政令第 25 条第 2 項）

対象となる土石の堆積の規模
① 最大時に堆積する高さが 5m を超え、かつ面積が 1,500 m ² を超えるもの
② 最大時に堆積する面積が 3,000 m ² を超えるもの

《報告する主な内容》（省令第 50 条第 1 項、第 3 項）

報告する内容
・ 工事が施行される土地の所在地 ・ 工事の許可年月日及び許可番号 ・ 前回の報告年月日（2 回目以降） ・ 報告時点における土石の堆積の高さ ・ 報告時点における土石の堆積の面積 ・ 報告時点で堆積されている土石の土量 ・ 前回から新たに堆積又は除却された土石の土量

《提出書類一覧》

提出書類一覧
・ 定期報告書（第 2 号参考様式） ・ 土石を堆積する土地の状況を明らかにする写真、図面等 ・ 最大堆積時の全景写真及び地盤の安全確保、周辺への安全確保、土石の崩壊防止措置がそれぞれ施行されていることが分かる写真、図面等（角度や寸法、距離等が分かるもの）

【補足】

定期報告について 2 回目以降は前回報告から 3 か月以内に行う必要があります。

【補足】

休止中の工事の他、着手前や準備工など現場が動いていない場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告は必要となります。

【提出方法】

土石の堆積に関する工事の定期報告については電子申請システムによる電子申請が可能です。詳しくは HP をご覧ください。

参考：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]XVI・4・4 検査方法 p. 633

6. 完了確認

【法律】

(完了検査等)

第十七条 1 略

2 略

3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

解説

許可を受けた工事が完了し、堆積されていた全ての土石の除却が行われた時は、完了してから4日以内に工事の確認申請書及び完了写真を提出し、確認を受けなければなりません。確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合は、確認済証を交付します。

《提出書類一覧》

提出書類一覧
・工事の確認申請書（省令別記様式第11）
・完了した措置等の詳細が分かる写真

【補足】

申請期間（4日間）の期間内に土日祝が含まれる場合には、その分翌日以降に繰り延べることとなります。

7. その他

その他詳細が知りたい方、相談したい方は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」、「名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」、「名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」等を参照されるか、住宅都市局建築指導部開発指導課盛土規制担当（TEL 052-972-4222）へお問い合わせください。

また、各種様式等の書式ダウンロード先や、土石の堆積に関する一部電子申請については以下をご参照ください。

○各種様式等のダウンロード及び電子申請についてはコチラ



IV 技術指針

1. 基本的な考え方

土石の堆積を行う箇所は、土石が崩壊を起こした場合に周辺の土地に影響を及ぼさない箇所を選定することを基本とします。

また、土石の堆積に係る技術基準は以下のとおりとします。

参考：政令第19条

(1) 地盤の安全確保に係る技術基準

- ・土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1（約 5.7° ）以下としてください。

※ただし、堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除きます。

- ・地表水等の浸透による緩み等が生じない措置を講じてください。

【補足】

現地盤について地表水等の浸透による緩み等が生じない措置は、排水溝やサンドマット等により、堆積箇所の乾燥を図る措置が挙げられます。

(2) 周辺への安全確保に係る技術基準

- ・次の①、②のいずれかによる周辺への安全確保を講じてください。

① 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置

② 堆積する土石の高さが5mを超える場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

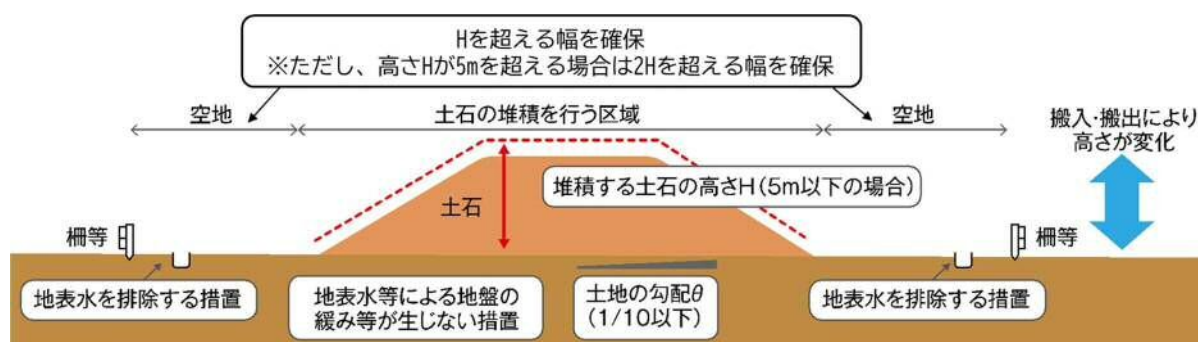
- ・堆積した土石の周囲には柵等を設置してください。
- ・なお、保全対象との離隔の確保が困難な場合は、鋼矢板等その他の必要な措置に代えることができます。

参考：盛土等防災マニュアル[Ⅱ]XVI・3 土石の堆積の設計・施工上の留意事項 p617

(3) 土石の崩壊防止措置

- ・堆積箇所の周辺に側溝の設置等適切な排水措置等を講じてください。

【概念図】



2. 設計・施工上の留意点

(1) 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態については、現地踏査や土質調査等により適切に把握してください。また十分な支持力が得られない可能性がある場合は地盤改良等の対策を講じるほか、堆積箇所を再選定してください。

また、斜面、擁壁又は崖面崩壊防止施設等の上の地盤面に堆積を行う場合は、当該斜面、擁壁又は崖面崩壊防止施設等に影響を与えない範囲内で堆積を行ってください。

参考：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]XVI・3 土石の堆積の設計・施工上の留意事項 p.617～618

(2) 計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊に伴う流出を防止する措置を計画してください。土石の堆積箇所は周辺の保全対象から十分な離隔をとった位置とすることを基本とします。

雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ってください。

排水施設の詳細については「宅地造成及び特定盛土等工事技術指針」を参照してください。なお、地表水の流入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能とします。

堆積箇所周辺には土石の搬入、搬出が可能となるよう、土石の安全な運搬経路を確保してください。

堆積箇所周辺の空地の周囲には、工事施行区域に人がみだりに立ち入らないよう、柵等を設けるとともに、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示してください。

参考：政令第19条第5号

(3) 土石の受け入れ

堆積する土石を受け入れる際には、土が計画の材質であることを確認してください。

安定性の観点から、原則建設発生土の土質区分基準（国土交通省技術調査課、平成18年8月）のうち、第4種建設発生土以上相当としてください。なお、第4種建設発生土相当の土石の割合が高い場合は堆積勾配等に十分配慮し、土石の崩壊が発生しないような堆積計画としてください。また、泥土相当の土石を堆積する場合は、堆積地区外に流出しないようにする等、適切な措置を講じてください。また、堆積する土石について、有害物質や廃棄物が含まれてはいけません。

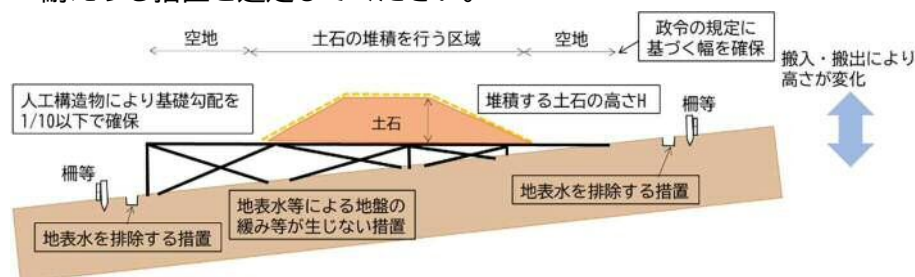
3. 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

「2. 基本的な考え方」のとおり、土石の堆積は地盤の勾配が10分の1（約 5.7° ）以下の場所で空地を設ける必要がありますが、それらの措置が困難の場合は、以下の基準に従い堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置（以下「防止措置」）を講じてください。

なお、防止措置の設計・施工に当たっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、防止措置に求められる性能に応じた安全性の検討を行ってください。

(1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1（約 5.7° ）以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止してください。なお、措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等を十分に耐えうる措置を選定してください。

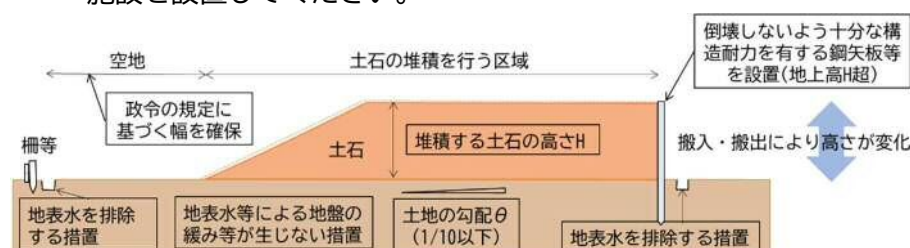


参考：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]XVI・4・4 検査方法 p.623～624

詳細は盛土等防災マニュアルを参照してください。

(2) 空地を設けない場合の措置

- ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置してください。



詳細は道路土工-仮設構造物を参照してください。

- ② 堆積した土石の斜面の勾配を1:2.0（約 26.5° ）以下とするとともに、防水性のシートで覆うこと等により雨水その他の地表水が侵入することを防いでください。



V 参考

1. 許可申請書等見本

土石の堆積に関する工事の許可申請書

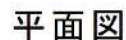
宅地造成及び特定盛土等規制法 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 の規定により、許可を 申請します。 ○○年○○月○○日 ○ ○ 県 知 事 殿 申請者 氏名 ○○ ○○		※手数料欄	<申請者> (注2) 法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入 <工事主住所氏名> (注3) 法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○開発 ○○ ○○ (○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)	
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△	
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇	<工事施行者住所氏名> (注4) 未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 (緯度: ◎◎度◎◎分◎.◎秒、経度: ◎◎度◎◎分◎.◎秒)	<代表地点の緯度経度> (注5) 代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入
5	土地の面積	527.99 平方メートル	
6	工事の目的	○○○○○○○○○	<工事の目的> ・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的な内容を記入 ・土石の堆積が特定の工事に付随する場合には、その工事の期間についても記入
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	2.00 メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	527.99 平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	424.7 立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	3.0°	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	該当なし	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	該当なし	
	ト 空地の設置	番 号 空地の幅 1 4.00 メートル	
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	土地の平面図(計画平面図)および排水施設構造図のとおり	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	土砂流出防止措置の設計書および土地の平面図(計画平面図)のとおり	<堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置> (注6) 鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	・立ち入り禁止の看板等	
カ 工 程 の 概 要	ル そ の 他 の 措 置	なし	
	ワ 工事着手予定年月日	○○年 ○○ 月 ○○ 日	<その他必要な事項> ・年間の土石の搬出入量を記入 ・土石の堆積の期間が5年以内であることを記入
	ヰ 工事完了予定年月日	○○年 ○○ 月 ○○ 日	
	工程の概要	別紙1のとおり	
8	その他必要な事項	○○法○条の許可を取得済み	<その他必要な事項> (注7) 土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

以下に許可申請書に添付する図面の見本を示します。

【計画平面図・断面図】



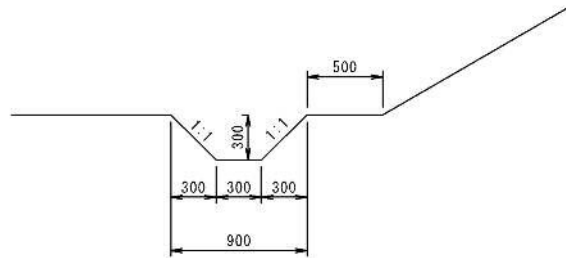
- ※堆積する土地の及び堆積部の求積図を添付すること。
- ※柵等については「名古屋市工事共通構造図-安全施設工」等を参考にすること。
- ※放流先の管理者と放流協議を行い、必要に応じて土砂流出防止対策を行うこと。
- ※日常的な維持管理により排水機能の維持に努めること。
- ※当該地表水を有効に排除することができるように排水施設を設置してください。

詳細については「宅地造成及び特定盛土等工事技術指針」を参照してください。

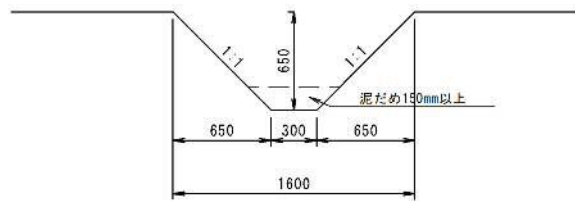
なお、排水施設は地表水の流出入を防止できるようにであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能です。

【排水施設構造図】

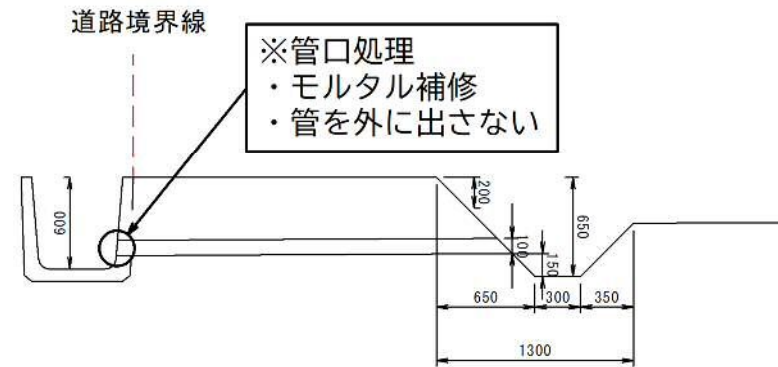
素掘側溝断面図



素掘マス断面図



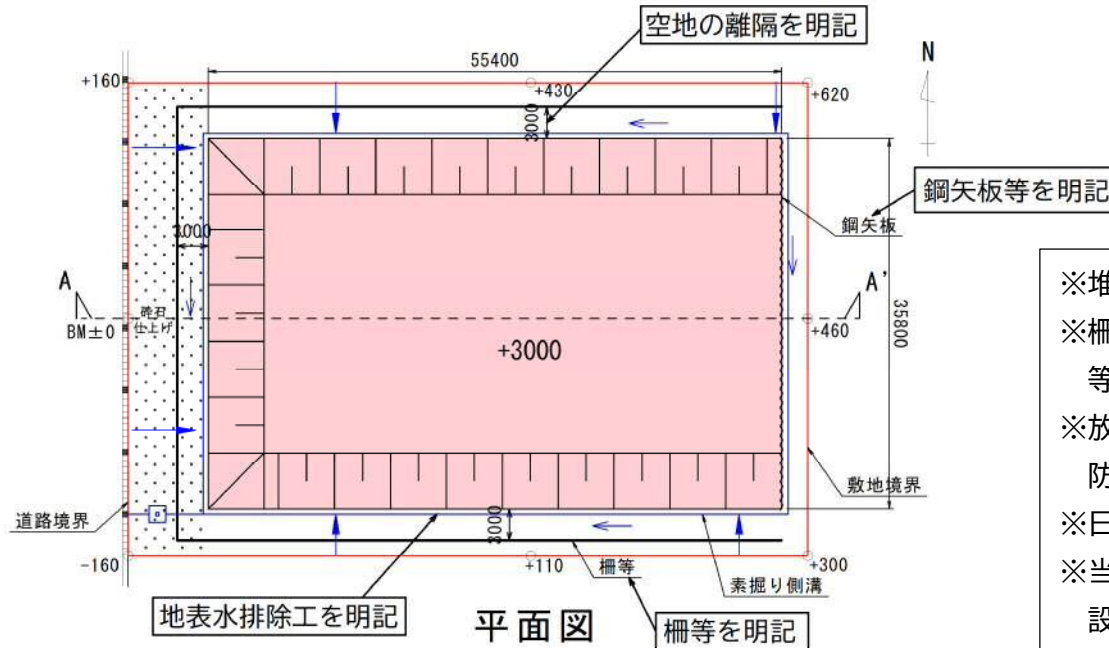
素掘側溝～最終放流先までの断面図



※側溝に管を設ける場合は、各区の土木事務所に事前確認の上、
その旨を明記してください。
(記載例)「〇月〇日、〇〇土木事務所にて確認済み」

(2) 空地を設けない場合（鋼矢板を設置する場合）

【計画平面図・断面図】

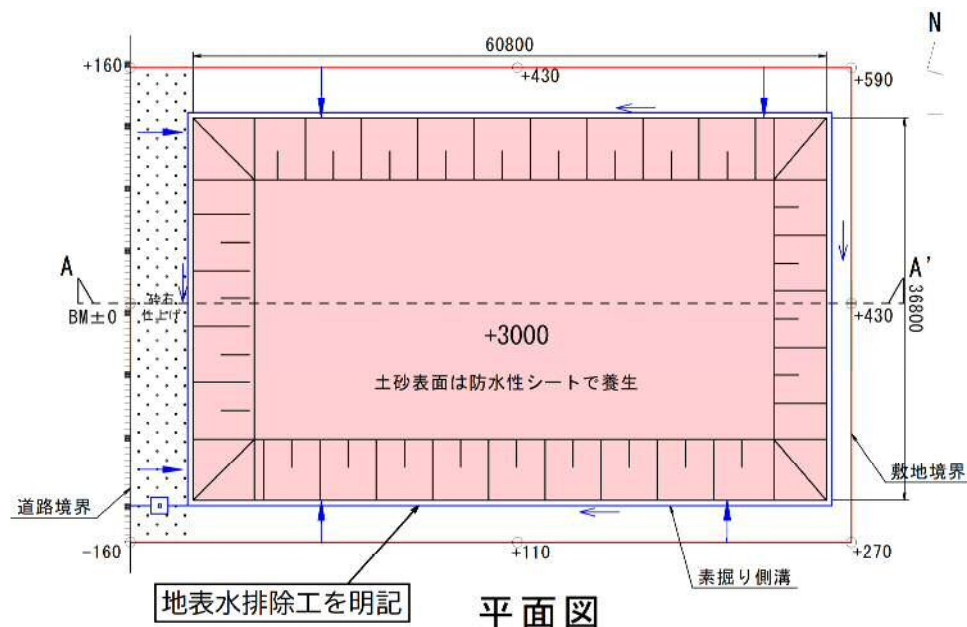


※堆積する土地の及び堆積部の求積図を添付すること。
 ※柵等については「名古屋市工事共通構造図-安全施設工」等を参考にすること。
 ※放流先の管理者と放流協議を行い、必要に応じて土砂流出防止対策を行うこと。
 ※日常的な維持管理により排水機能の維持に努めること。
 ※当該地表水を有効に排除することができるように排水施設を設置してください。
 詳細については「宅地造成及び特定盛土等工事技術指針」を参照してください。
 なお、排水施設は地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能です。

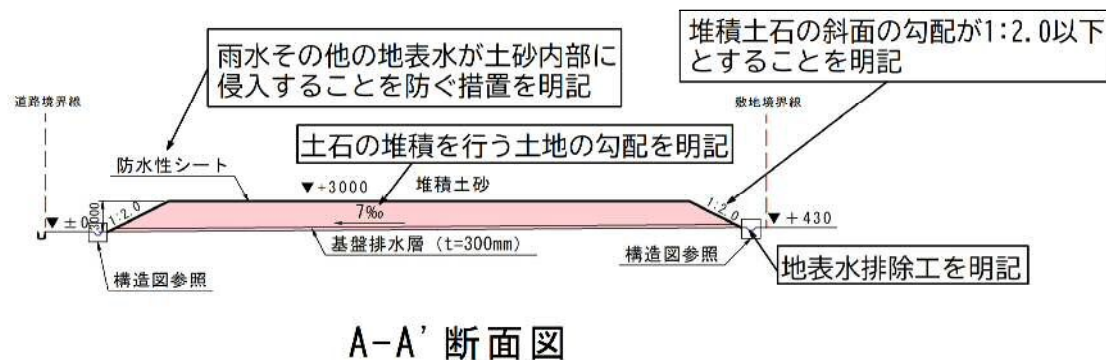


(3) 空地を設けない場合（堆積した土石の斜面の勾配を 1:2.0（約 26.5°）以下とするとともに、防水性のシートで覆う場合）

【計画平面図・断面図】



※堆積する土地の及び堆積部の求積図を添付すること。
 ※柵等については「名古屋市工事共通構造図-安全施設工」等を参考にする事。
 ※放流先の管理者と放流協議を行い、必要に応じて土砂流出防止対策を行うこと。
 ※日常的な維持管理により排水機能の維持に努めること。
 ※当該地表水を有効に排除することができるように排水施設を設置してください。
 詳細については「宅地造成及び特定盛土等工事技術指針」を参照してください。
 なお、排水施設は地表水の流入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能です。



3. 技術基準適合チェックリスト（記入例）

項 目		✓欄	備考欄
政令 19 条 土石の堆積に関する技術的基準			
①	19-1-1 土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行っているか ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く	✓	
②	⇒堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか	—	①に該当するため
③	19-1-2 土石の堆積を行う地盤が必要な許容地耐力を有しているか。また、許容地耐力を有していない場合や土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか	✓	地耐力等確認済み
④	19-1-3 堆積した土石の周囲に、勾配が10分の1以下である空地を設けているか ・堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅の空地 ・堆積する土石の高さが5mを超える場合は、当該高さの2倍を超える幅の空地 ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない	✓	
⑤	19-1-4 堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、柵等の設置及び見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けているか ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない	✓	柵及び立ち入り禁止の表示板を設置
⑥	19-1-5 雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか	✓	素掘り側溝設置
⑦	19-2 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置（19-1-3、19-1-4の※）は、次のいずれかの措置となっているか (1) 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること (2) 次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	—	④を実施したため